



市からの お知らせ

広報誌閲覧アプリ「マチイロ」を利用してください

スマートフォンなどで使えるアプリ「マチイロ」で広報ねやがわを便利に読むことができます。

▽利用方法 ①左のQRコードを読み取り「マチイロ」アプリをダウンロード②アプリを起動し、性別・生年月日・居住地などを入力



※①利用料は無料です（通信料がかかります）②「マチイロ」は株式会社ホープ（☎092・716・1404）が運営しています③アプリ内で表示される広告は市とは一切関係ありません。

図 広報広聴課（広報担当）

市役所本庁舎の守衛業務
民間委託に伴う火葬許可証の
発行時間を変更

4月1日から、市役所本庁舎の守衛業務を民間委託しています。

これまで職員が行ってきた戸籍届出書の受領などの業務を警備員が行

うため、閉庁時間帯の火葬許可証の発行時間帯が変更になっています。

△平日閉庁時▽

○午後5時30分～7時30分：従来どおり、本庁舎守衛室で交付

○午後7時30分～翌日午前9時：死亡届は預かり、火葬許可証は翌日午前9時以降に守衛室又は市民課で交付

△土・日曜日、祝日▽

○午前9時～午後7時30分：従来どおり、本庁舎守衛室で交付

○午後7時30分～翌日午前9時：死亡届は預かり、火葬許可証は翌日午前9時以降に守衛室又は市民課で交付

△年末年始▽

○午前9時～正午、守衛室で交付（1月1日を除く）

図 資産活用課

市 政

市役所日曜窓口

（第4日曜日）5月は28日

△業務実施窓口▽

市民課、保険事業室、納税課です。※取り扱いができない業務もありますので、事前に担当課に確認してください。

図 各担当課又は企画政策課

みんなのまちづくり支援
自動販売機を設置

公共施設などに設置された飲料用

教育長の就任



市は、3月21日に市議会の同意を得て、高須郁夫さん（63歳）Ⅱ写真Ⅱを教育委員会教育長に任命しました。任期は4月1日から3年間です。

高須教育長は平成25年4月1日から教育長を務めていますが、今回の任命により、これまでの教育委員長と教育長が一本化された、新たな制度に基づく教育長に就任しました。

図 教育政策総務課

策定しました。

※詳しくは市ホームページ「人事室」を見てください。

図 人事室

市政への意見・提言を受付

市民の皆さんから市政について気軽に意見や提言を出してもらい、市政運営の参考にしています。

受付 次のいずれか

○市役所玄関ホール、市立総合センタ―1階、各シティ・ステーションに設置の「広聴ボックス」に投かん
○郵送又はFAXで広報広聴課（〒572-8555本町1番1号、FAX 821・3041）
○市ホームページ「ご意見」ご提案・お問い合わせ」から入力

図 広報広聴課（広聴担当）

母子家庭等自立支援給付金

ひとり親家庭の母及び父の就業を

第6期定員適正化計画の
策定

平成31年度の中核市移行を踏まえ、①中核市にふさわしい執行体制の整備②職員が健康に働き、効率的な職務遂行ができる組織づくり③財政状況を踏まえた機動的な定員管理を目的に、第6期定員適正化計画を

図 企画政策課

みんなのまちづくり支援自動販売機（上部の黄色い看板が目印です）は、市役所や市内公共施設など33か所に設置しています。

自動販売機の販売売上金の一部を寄付金として、現在から将来にわたる市民福祉の向上に寄与する施策・事業に活用するため、設置しています。

これまで、基金として積み立てた寄付金を財源として、妊婦健康診査事業の拡充、学園ICT化構想事業などを行いました。

策定

支援するために行います。

○自立支援教育訓練給付金…雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等を受講する人に、講座修了後に給付金を支給します。

○高等職業訓練促進給付金…看護師などの資格を取得するため1年以上養成機関などで修学する人に修学期間（最長36か月）、給付金を支給します。

※修了したときは、修了支援給付金を支給します。

※

いずれも受講申し込み前に事前相談が必要です。支給金額などについて詳しくは、市ホームページ「こどもを守る課」を見てください。

図 こどもを守る課

市民公益活動災害補償制度

市民活動を安心して行うため、公益活動中に起きた事故によるけがなどの傷害や賠償責任を負ったときに、市が契約した保険で補償します。

▽対象 市民5人以上の団体による、自主的に営利を目的としない市民公益活動（地域社会活動、青少年健全育成活動、社会福祉・社会奉仕活動）

※①政治・宗教・営利に関わる活動、共同保育などの保育を目的とする活動、スポーツ・レクリエーション・文化などの自己の楽しみの活動や趣味を深める活動、宿泊を伴う活動を除きます②市への事前登録は不要で

す。
図 各団体の担当課又は市民活動振興室

くらしの情報

消費者月間特別講座

△消費者月間特別講座▽

▽日時 5月25日（木）午後1時30分～3時

▽場所 市立消費生活センター2階会議室

▽テーマ 「スマホ・ケータイ安全教室」シニア編操作型▽

▽定員 市民24人（申込順）

▽受講料 無料

申込・図 5月1日（月）午前9時から電話で市立消費生活センター（☎028・0428）

家庭で処理に困る廃油（食用油）を回収

5月26日（金）午後1時～3時、市立消費生活センター。

※業務用・未使用油は回収しません。

図 「市消費者協会」・前田（☎22・1997）

募集情報

保育所アルバイト職員登録者募集

▽勤務日時 月～土曜日のうち週5

5月は消費者月間「行動しよう 消費者の未来へ」 知っておきたい くらしの豆知識

お金を支払っても商品を受け取れないなど、詐欺的なケースの相談が多い中、日頃の生活の中で気を付けたいポイントをお伝えします。

△トラブルを避けるために▽

○すぐに契約しない…本当に必要？いま、契約しないといけないもの？と自分自身に問い掛けてみましょう。

○契約前に情報収集…契約後、時既に遅しとならないよう、事前にしっかりと確認をしましょう。インターネット上には間違った情報やうその情報もあります。

○勧誘を受けても、要らないときはきっぱり断る…「要りません」とはっきり言いましょう。

日間、午前8時45分～午後5時15分（38時間45分）

▽職種 保育士

▽日給 1万円

申込 履歴書・免許証などの写しを直接又は郵送で人事室（〒572-8555本町1番1号）

※①登録後に面接を行い、採用者を決定します②交通費は実費支給（支給条件があります）。

図 勤務日・勤務時間・給与・勤務

「結構です」は承諾した意味にも受け取れます。

○契約書面・領収書などは保管しておく…契約内容や支払いを確認できる大切な書類です。

○生活を圧迫させるような契約はやめる…クレジットカードを使うときは、手数料も意識しましょう。リボ払いは特に要注意です。

○困ったときは、公的機関にまず相談を…インターネット上には、悪質な業者の相談窓口が存在します。どこに相談したらよいのか分からないときは、公的機関に適切な相談窓口を案内してもらいましょう。

図 消費生活センター

場所など…保育課、採用…人事室

市放課後子ども総合プラン運営委員会委員を募集

▽対象 現在、市の審議会などの委員に就任又は応募していない、市内在住・在職で年4回（平日1回2時間程度）の運営委員会に参加できる人1人

▽任期 平成29年7月から2年間
▽報酬 9000円（出席1回）





▽選考方法 面接及び小論文

申込・図 住所、氏名、生年月日、職業、電話番号を書いて、「放課後の子どもたちの居場所について」をテーマに（800字程度、様式は自由）5月15日（月）※必着※までに直接又は郵送で青少年課（☎813・0075）

※必要書類については事前に問い合わせてください、提出書類は返却しません。

「平和のぼら」写真を募集

恒久平和を希求するまちづくりの一環として、昨年に応募のあった市民100人に配布した「平和のぼら」の写真と、平和に向けたメッセージを募集し、「恒久平和を願う市民のつどい」や市役所などで展示します。※写真は返却できません。

申込・図 写真（2L判・カラー）と平和に向けた一言メッセージを直接又は郵送で6月23日（金）※必着※までに人権文化課（〒572-8555

5本町1番1号）

放置自転車などの 啓発等業務委託先を募集

寝屋川市駅・萱島駅・香里園駅周辺の放置自転車などの啓発等業務を行う委託先を募集します。

▽対象 ①市内で活動する団体②自治会（個人は対象外）③市の入札参加資格者名簿に登録されている者
▽選考方法 プロポーザル（企画提案）方式により、提出された書類を審査し、選定

▽説明会 5月15日（月）午後3時、市役所本館3階入札室

※申請者は必ず出席してください。

申込・図 申込書を5月22日（月）午前9時～午後5時※必着※までに直接又は郵送（書留郵便）で道路交通課（〒572-8555本町1番1号）

環境・まちづくり

市内4駅前一斉清掃

社会を明るくする運動推進委員会や各種団体の協力で行います。

▽日時 6月4日（日）午前9時集合※雨天中止

※雨天のときは、午前7時30分に市ホームページでお知らせします。

▽集合場所 ①寝屋川市駅東側広場②萱島駅東口③香里園駅西側広場④東寝屋川駅東側広場のいずれか
※軍手やごみを入れるビニール袋などを持ってきてください。

▽市民活動振興室

市民緑化教室 「初夏を彩る寄せ植え」

花や土に触れて家庭で緑化の意識を高めてもらうため、下の表のとおり行います。

申込 5月1日（月）午前9時から直接
図 水・みどり室（公園担当）

みんなであつくり 安全で清潔なみどり豊かなまち

「美しいまちづくり条例」では、たばこの吸い殻や空き缶のポイ捨て、ペットのふんの放置や歩行喫煙の禁止など、美しく清潔なまち、子どもたちにも安全なまちをつくっていくための内容が規定されています。

みんなの力でより美しいまちにするために、いま一度、考えてみませんか。

市内4駅での啓発状況▽

市内4駅を重点地区と定め、歩行喫煙者に対し、美しいまちづくり推進員と市職員の協働で、駅前周知啓発活動を行っています。

▶たばこの吸い殻が約7割減少▽
市内4駅に定点を設置し、定期的にたばこの吸い殻調査を行っています。

平成18年度の月平均が760本に対し、21年度以降は200本前後と減少しています。

※

詳しくは市ホームページ「環境推進課」を見てください。

▽環境推進課

市民緑化教室

日 時	場 所
5月17日（水）午前10時～正午	市立西南コミュニティセンター
午後2時～4時	市立東北コミュニティセンター
18日（木）午前10時～正午	市立西北コミュニティセンター
午後2時～4時	市立西コミュニティセンター
19日（金）午前10時～正午	市立東コミュニティセンター
午後2時～4時	市立南コミュニティセンター

※①市内在住の人各50人（申込順）が対象です②材料費500円が必要です。

新ごみ処理施設の建設工事

工事は平成30年3月に完了予定です。平成28年度は工場エリアの建屋工事を行い、10月にはプラント工事に着手しました。平成29年度は引き続きプラント工事や事務所エリアの建屋工事、試運転などを行います。※工事の状況や今後の予定など詳しくは、市ホームページ「ごみ処理施設建設室」又は問い合わせてください。

草花の無料配布

春の緑化旬間・月間に伴い市民への緑化啓発のために行います。

▽日時 5月23日(火) 午前9時30分
▽場所 各コミュニティセンター
▽花の種類 ベゴニア、マリーゴールド、ペチュニア、アゲラタム、けいとう
※①いずれも定員120人(先着順)、1人1株で子どもには配布しません②定員に達したときは、開始時間前に配ることがあります③持ち帰りの袋を持って来てください。
☎ 水・みどり室

春の緑の募金

大切な自然を守って地球温暖化を防止し、大阪を緑豊かにする募金です。個人や会社、団体などの協力をお願いします。

▽期間 5月31日(水)まで
▽募金箱設置場所 市役所総合案内、各ステイ・ステーション、各コミュニティセンターなど27か所
☎ 水・みどり室(公園担当)

ひょうたんなどの苗を無料配布

5月15日(月) 午前9時30分～午後5時、南寝屋川公園管理棟、ひょうたん・おもちゃかぼちゃ、約200株(先着順、1人2株まで、種類は選べません)。
☎ 南寝屋川公園管理事務所(☎824・6262)

相談

日曜法律相談(第4日曜日)

△予約の方法▽

前の週の月曜日(月曜日が祝日のときは翌日)の午前9時から専用電話(☎824・1155)で受け付けます(申込順)。
※平日の法律相談は、1週間前の同じ曜日から予約できます。土・日曜日、祝日、年末年始は予約の申し込みができません。

☎ 広報広聴課(広聴担当)

総合労働相談ダイヤル

大阪労働局では、解雇、労働条件、配置転換、いじめ、嫌がらせなどの労働問題についての相談を受け付けています。

▽総合労働相談ダイヤル ☎0120・939・009、☎06・7660・0072(毎週月～金曜日の午前9時～午後5時(火曜日のみ午後6時まで))
☎ 大阪労働局指導課(☎06・6941・8940)

パソコントラブル相談

5月16日(火) 午後2時～4時、市立市民活動センター、パソコン機器の故障・トラブル、定員10人(申込順)、パソコンを持って来てください。
☎ 申込・☎ 市立市民活動センター(☎812・1116)

NPO何でも相談

5月17日(水) 午後2時～4時、市立市民活動センター、NPO法人の設立手続きや会計処理、団体運営

5月28日 日

クリーンリバー寝屋川作戦

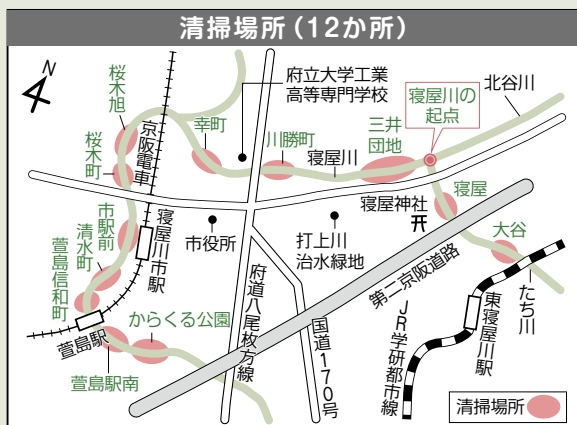
春

市のシンボルにふさわしい、自然豊かで美しい寝屋川を目指して、市民の皆さんと協力して清掃を行います。

日曜日の休日のひととき、いい汗を流し、まちづくりの体験をしませんか。

自治会や企業・市民活動団体など、団体での参加も歓迎します。

▽日時 5月28日(日) 午前9時～11時(雨天中止)
▽清掃場所 下の図のとおり



※各清掃場所の受付(黄色の旗が目印)で手続きをしてください。
▽内容 各自が分別しながらゴミ袋に回収
※軍手・タオル・長靴・こみはさみ・鎌などがあれば持ってきてください。
☎ 「クリーンリバー寝屋川実行委員会」・立川(☎090・2382・7356)又は水・みどり室(河川担当)



のアドバイスなど、定員4団体（申込順）。

申込・図 開催日の3日前までに直接又は電話で市立市民活動センター（☎812・1116）

行政書士日曜無料相談会

5月28日午後1時～3時、市立総合センター、遺言・相続・成年後見・内容証明・示談書の作成など。

申込 当日直接

図 「大阪府行政書士会枚方支部」、渋谷（☎814・9920）

調停手続無料相談

5月17日（水）午前10時～正午、市広報広聴課相談室、調停制度の利用についての相談など。

図 大阪民事調停協会（☎06・6363・3091）

不動産無料相談

5月9日・6月13日・7月11日、いずれも火曜日午後1時～3時30分、京阪河内不動産会館（寿町）、不動産の一般的な相談など。

申込・図 電話で大阪府宅地建物取引業協会京阪河内支部（☎833・1119）

産業・事業者

モノづくり元気企業を募集

優れた技術で市場から評価を受ける企業や事業活性化に向けた先進的

な取り組みを進める企業を元気企業として認定します。

認定企業は、ホームページ「モノづくり支援ネット」に掲載して企業認知度の向上や技術のPR促進を図るほか、補助金上限額を拡大するなどの支援を行います。

▽対象 市内に事業所を持ち、1年以上同一事業を営んでいる市内製造業者

※経営支援アドバイザーによる現地ヒアリングと推薦が必要です。

▽認定期間 認定年度を含む3年

申請・図 5月1日～7月31日に直接又は電話、FAXで市立産業振興センター（☎828・0751）

ものづくり中小企業機器設備等導入支援制度

市内の中小企業製造業者で、事業拡大や生産能力向上などを目的とした設備などを取得及び設置する企業を支援します。

応募企業の中から、審査委員会の結果を踏まえ、1企業最大で500万円の補助（補助対象経費の2分の1）を受けることができます。

▽対象 ①中小企業基本法に規定する中小企業で、市内に事業所があり、引き続き1年以上事業を営んでいる製造業者②市税の滞納がないなど※前年度の採択事業者は制限があります。

▽募集期間 5月1日～31日

▽対象設備など 製品の開発、生産などを行うために設置する機械又は

委員会など

傍聴できます

市環境保全審議会

▽日時 5月22日（月）午前10時

▽場所 市役所議会棟4階第1委員会室

▽定員 10人（先着順）

申込 当日直接

図 環境推進課

市ごみ減量化・リサイクル推進会議

▽日時 5月22日（月）午後2時（受付は午後1時40分から）

▽場所 市役所議会棟5階第2委員会室

申込 当日直接

図 環境総務課（☎824・0911）

市安全推進協議会

▽日時 5月24日（水）午後2時（受付は午後1時45分から）

▽場所 市役所本庁2階第1会議室

▽定員 10人（先着順）

申込 当日直接

図 危機管理室

市子ども・子育て会議

▽日時 5月29日（月）午後1時30分

▽場所 市立保健福祉センター5階会議室1・2

▽定員 10人（先着順）

申込 当日直接

図 こどもを守る課

を持つ事業者団体

応募・図 所定の用紙（市ホームページ「産業振興センター」からダウンロード）を6月9日（金）までに直接、市立産業振興センター（☎828・0751）

創業支援セミナー

創業・開業を考えている人や経営に悩んでいる人を対象に、基礎知識、ビジネスプランの構想・作成、資金調達の方法などのセミナーを開きます。

▽日時 ①5月17日…経営②31日…販路開拓③6月14日…財務④28日…人材育成、いずれも水曜日午後6時

市からのお知らせ

安全・安心

税・保険・年金

健康・福祉

人権

子育て・教育

アウトドア・スポーツ

文化・交流

公共機関・団体
市民情報ひろば



▽場所 市立産業振興センター
▽対象 市内創業希望者、市内で創業して5年未満の人20人程度（申込順）
▽参加費 無料
※修了者には、日本政策金融公庫の融資枠の拡大や市の補助制度などの優遇措置があります。
申込・固 5月15日（月）までに直接又は電話、FAXで産業振興室（市立産業振興センター内）828・0751、FAX 839・4343）

防災



5月は宅地防災月間

宅地災害が起こると家屋や家財、ときには人命にも被害が及ぶことがあります。

大雨が予想される梅雨を前に宅地造成工事などによる崖崩れや土砂の流出による災害の発生を未然に防ぐため、防災パトロールなどを行います。

固 府建築企画課（☎06・6210・9720）又は市まちづくり指導課

枚方寝屋川消防組合からのお知らせ

△消防吏員採用▽

▽受験資格 学校教育法による大学（短大を除く）を卒業した者又はこれと同等の資格があると認める者

（平成30年3月卒業見込みを含む）
▽第1次試験 6月25日（日）午前10時

▽対象 平成元年4月2日以降に生まれた人9人程度

▽受験申込書の配布 5月1日（月）から消防本部人事課、各消防署、各消防出張所又は消防組合ホームページからダウンロード

◎採用説明会：5月28日（日）午後1時～4時（場所未定）、受験申し込みを検討している人100人（申込順）、詳しくはホームページを見てください。

申込・固 直接、郵送（簡易書留）又はホームページで5月12日～22日（土・日曜日を除く）の午前9時～午後5時11分消印有効に人事課（〒573-1191枚方市新町一丁目7番11号 ☎852・9922）

△普通救命講習会▽

5月27日（土）午後1時～4時 寝屋川消防署、AEDの使用方法や心肺蘇生法などの知識と技術を習得、寝屋川市・枚方市に在住・在職・在学の人30人（申込順）、受講無料。
申込・固 5月16日～19日の午前9時～午後5時に電話で寝屋川消防署警備課（☎852・9966）

※詳しくは枚方寝屋川消防組合ホームページを見てください。

△甲種防火管理講習▽

6月27日（火）午前10時～午後4時30分・28日（水）午前10時～午後5時、枚方寝屋川消防組合消防本部、寝屋川市・枚方市に在住・在職の人

防災



「避難準備情報」などの名称が変わりました

所者9人が全員亡くなるなど、高齢者の被災が相次ぎました。

高齢者施設において、適切な避難行動がとられなかったことを重く受け止め、高齢者などが避難を開始する段階であるということ

平成28年8月の台風第10号による水害では、死者・行方不明者27人が発生するなど、東北・北海道の各地で甚大な被害が発生しました。とりわけ、岩手県岩手町では、グループホームが被災し、入

を明確にするため、「避難準備情報」が「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更され、合わせて「避難指示」に（緊急）が付記され、「避難指示（緊急）」に名称変更されました。

固 危機管理室

変更後

避難指示（緊急）

避難勧告

避難準備・
高齢者等避難開始

変更前

避難指示

避難勧告

避難準備情報



で防火管理の資格を必要とし、適切に業務を遂行できる人100人（申込順）、受講料4000円（テキスト代など、初日に納付）。

※消防設備点検資格者講習又は自衛消防業務講習の既修者は講習科目が一部免除されます。

申込・固 所定の用紙（消防署・消防出張所で配布）に写真を貼って、5月29日～6月2日の午前9時～午後5時15分に直接又はFAXで消防

交通安全

自転車安全利用講習会

自転車の安全利用意識の向上、自

本部予防指導課（☎852・9912、FAX 800・3000）
※①消防本部ホームページから申し込みできます②車での来場は控えてください。



転車事故防止のために行います。
▽日時など 下の表のとおり
▽内容 ①座学（体育館など）…自転車
のルール・マナーの学習②実技
…実技コースを自転車に乗って体験
※①②いずれも修了した人には自転車
安全運転者証を交付します。
▽対象 自治会などの団体15人程度
（事前に参加者名簿の提出が必要）
※筆記用具、自転車は各自で準備し
てください。
◎申し込み方法など、詳しくは問い
合わせてください。
図 道路交通課



税のお知らせ

コンビニやペイジーで
市税などの納付ができます

市税や国民健康保険料は、コンビニ
又はペイジーでも納付ができます。
バーコードがついた納付書はコン
ビニで、「ペイジーマーク」IIイラ
ストIIがついた納付書はペイジーで
納付ができます。
△ペイジーとは▽

金融機関などの窓口と並ぶことな
く、パソコン（インターネットバン
キング）、携帯電話・スマートフォン
（モバイルバンキング）、ATM（現
金自動預け払い機）などから納付が

自転車安全利用講習会

日 時	場 所
6月5日（月）午前9時35分	啓明小学校
6日（火）午前9時40分	和光小学校
8日（木）午前9時40分	池田小学校
9日（金）午前9時40分	神田小学校
12日（月）午前9時35分	木屋小学校
13日（火）午前9時35分	三井小学校
15日（木）午前9時35分	田井小学校
16日（金）午前9時35分	南小学校
19日（月）午前9時35分	楠根小学校
20日（火）午前9時35分	梅が丘小学校
22日（木）午前9時40分	明和小学校
23日（金）午前9時40分	堀溝小学校
26日（月）午前9時35分	東小学校
27日（火）午前9時35分	西小学校
29日（木）午前9時35分	石津小学校
30日（金）午前9時35分	北小学校
7月3日（月）午前9時35分	中央小学校
4日（火）午前9時40分	第五小学校
6日（木）午前9時35分	木田小学校
7日（金）午前9時35分	国松緑丘小学校
10日（月）午前9時35分	宇谷小学校
13日（木）午前9時40分	桜小学校
14日（金）午前9時40分	成美小学校
9月11日（月）午前9時40分	点野小学校

※いずれも定員15人です。

できるサービスです。領収書は発行
されません。通信料や時間外手数料
がかかることがあります。
△納付できる市税など▽
○市民税・府民税（普通徴収）
○固定資産税・都市計画税
○軽自動車税
○国民健康保険料
△利用できる金融機関▽
納付書に記載の金融機関などを利
用してください。
※納期限が過ぎたものは利用できま



せん。
図 市税：納税課、国民健康保険料
：保険事業室（納付担当）
差し押さえ財産を
インターネット公売

市税の滞納一掃を図るため、滞納
者の不動産や動産、各種の債権を差
し押さえ、一部をインターネット公
売システム「ヤフー官公庁オーク
ション」で公売します。

公売に参加する人は、「ヤフー官公
庁オークション」ホームページで参
加申し込みをして入札してください。

▽出品するもの 自転車など
▽受付期間 5月26日午後1時～6
月12日午後11時
▽入札期間 6月19日午後1時～21
日午後11時
▽公売専用直通電話 ☎825・2
037

※滞納市税が納付されたときは、直

継続検査用軽自動車税 納税証明書の発行

軽自動車継続検査の自動車検査証
の返付を受けるときに必要な継続検
査用軽自動車税納税証明書は、本人
又は同居の家族の申請で発行します。
代理人（車検業者など）が申請す
るときは、委任状又は自動車検査証
の写しが必要です。

申請者の本人確認のため、運転免
許証などを持って来てください。
図 納税課

自動車税の納期限は 5月31日（水）

納税通知書に記載の金融機関、府
内の郵便局、コンビニエンススト

ア、府税事務所、クレジットカード（インターネットによる手続き）、ペイジーで納期限までに納めてください。

☎ 府自動車税コールセンター（0570・020156）

各種保険・医療制度

介護保険料は便利な口座振替を

介護保険料の普通徴収（年金からの天引き以外の人）は、納付書による納付と口座振替で納付できます。

申込 預貯金通帳・通帳届出印・口座振替依頼書を持って直接、各金融機関

※申し込みから振替開始まで1か月～2か月かかります。振替日は毎月末日（金融機関が休日のときは翌営業日）となります。

☎ 高齢介護室

65歳以上の介護保険料

介護保険料は所得と世帯の課税状況で計算します。

平成29年度の介護保険料額を納付書又は口座振替で支払っている人には、6月中旬に郵送でお知らせします。

☎ 高齢介護室（0338・0518）

非自発的失業者の保険料の軽減

倒産やリストラなどで失業した人（非自発的失業者）の国民健康保険料が軽減されます。雇用保険受給資

格者証を持って届け出てください。▽対象 離職日に65歳未満で雇用保険の特定受給資格者又は特定理由離職者のうち、離職理由コードが次のいずれかの人

○特定受給資格者：11・12・21・22・31・32

○特定理由離職者：23・33・34

▽軽減期間 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで

△加入・脱退などの届け出は14日以内に▽

国民健康保険の加入・脱退などは、必ず14日以内に届け出てください。届け出が遅れたりすると医療費が全額自己負担になることがあります。

△夜間窓口なども利用してください▽

平常業務のほか、毎週木曜日（祝日を除く）午後8時までと毎月第4日曜日午前9時～午後5時30分に国民健康保険の加入・脱退の受付を行っています。

※各シティ・ステーションでも平日と毎月第4日曜日午前9時～午後5時30分（堀溝サービス窓口は平日の午前10時～午後5時）に受け付けています。

※ 保険事業室（賦課担当）

5月は国民健康保険料の滞納整理推進月間

平成28年度保険料の納付がまだの

人は、市役所、各シティステーション、堀溝サービス窓口で納めてください。納付書の再発行を希望する人は連絡してください。

△保険料を滞納すると▽

○督促を受け、延滞金が増加されます。

○被保険者資格証明書や短期被保険者証の交付対象者になります。

○保険給付の一部又は全部が差し止められます。

○財産が差し押さえられます。

国民健康保険のいろいろな支給があります

病気やけがをしたとき、医療費の一部（一部負担金）を支払うことで診療を受けられます。医療費の全額を支払ったときでも表1に該当し、申請が認められたときは、一部負担金を差し引いた額（療養費）が後で支給されます。

次のような支給があります。

○入院時の食事療養費：所得に応じた一定の額を支払うことで食事が受けられます。

○高額療養費の支給：高額な医療費の一部負担金を支払ったときは、自己負担限度額を超えた額が支給されます。高額療養費の支給申請書は、診療月から3か月以上後に個別に送付しますので、直接又は郵送で申請してください。

○その他のほかの給付：表2のとおり。○脳ドック・人間ドック助成制度：

受診費用を助成します（表3のとおり）。

☎ 保険事業室（国民健康保険担当）

年金制度

戦傷病者の妻に対する特別給付金

夫である戦傷病者などが平成18年10月1日から25年3月31日までに死亡し、戦没者の妻に対する特別給付金の受給権を有していない妻であり、平成28年10月1日現在生存し、戦傷病者の死亡前に離婚していないことなどが支給条件です。

※その他の要件については市民課で確認してください。

▽支給内容 額面5万円（5年償還の記名国債）

▽請求期間 平成28年10月1日～31年9月30日

☎ 市民課（年金担当）

戦没者などの遺族の皆さんへ特別弔慰金の支給

戦没者などの死亡当時の遺族で、平成27年4月1日時点で、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金などを受け人がないときに、次の順番による優先順位の遺族一人に支給されます。

①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族など、援護法による弔慰金の受給権を取得した人
②戦没者などの子



表1 療養費の支給

このようなとき	申請に必要なもの（銀行の口座は原則、世帯主名義）
急病など緊急、そのほかやむを得ない理由で医療機関に保険証の提示ができなかったとき	診療内容の明細書、領収書、保険証、印鑑、銀行の口座番号が分かるもの
骨折、ねんざなどで柔道整復師の施術を受けたとき（国民健康保険を取り扱っている柔道整復師のときは、保険証と印鑑があれば一部負担金で施術が受けられます）	施術内容と費用が分かる領収書など、保険証、印鑑、銀行の口座番号が分かるもの
医師が必要と認めた、はり、きゅう、マッサージを受けたとき	医師の同意書、施術内容と費用が分かる領収書など、保険証、印鑑、銀行の口座番号が分かるもの
コルセットなどの治療用補装具を購入したとき	補装具が必要な医師の意見書、証明書、領収書、保険証、印鑑、銀行の口座番号が分かるもの
輸血のための生血代を負担したとき	医師の理由書又は診断書、輸血用生血液受領証明書、血液提供者の領収書、保険証、印鑑、銀行の口座番号が分かるもの
海外旅行などで診療を国外で受けたとき（海外療養費） ※治療目的の渡航は対象外です。	診療内容明細書、領収書及び領収明細書（いずれも日本語翻訳文が必要）、保険証、印鑑、銀行の口座番号が分かるもの、パスポート（受診者本人の出入国記録が確認できるもの）、現地医療機関への照会の同意書

表2 そのほかの支給

このようなとき	申請に必要なもの
○出産のとき 産科医療補償制度加入の医療機関で出産したときに「出産育児一時金」42万円を支給 ※①妊娠85日以上死産・流産でも支給されます（死胎証明又は埋葬許可証が必要）②ほかの健康保険などからこれらに相当する給付を受けたときを除きます③直接支払い制度が利用できます。	母子健康手帳、保険証、印鑑、世帯主の銀行の口座番号が分かるもの ※直接支払い制度は、合意文書と明細書も必要です。
○死亡したとき 葬祭を行った人に「葬祭費」4万円を支給	死亡を証明するもの、保険証、印鑑、葬祭を行った人であることを確認できるもの（葬祭の領収書）、葬祭を行った人の銀行の口座番号が分かるもの
○移送されたとき 病気やケガなどで移動が困難な人が、医師の指示により緊急でやむを得ず入院や転院などのために医療機関に移送されたときなどの「移送費」（審査で認められたとき）を支給	医師の意見書、領収書、保険証、印鑑、世帯主の銀行の口座番号が分かるもの

表3 脳ドック・人間ドック助成制度

	脳ドック助成制度	人間ドック助成制度
対 象	申請のときに国民健康保険に継続して1年以上加入し、前月納期分までの保険料を完納している30歳以上の人で、脳疾患の治療を受けていない人 ※1年度（4月1日～翌年3月31日）にそれぞれ1回ずつ申請ができます。	
助成の範囲	脳や頸椎（けいつい）のMRI検査（磁気共鳴診断）又はCTスキャン（断層写真）を用いて脳ドック検査を行っている医療機関で検査を受けた人	おおむね次の検査を行っている医療機関などで受診した人 問診・臨床診断・一般計測・呼吸器検査・循環器検査・腎機能検査・消化器系検査・高脂血症検査・糖尿病検査・肝機能検査・血液検査・血清学的検査
助成額	各2万円（検査費用が2万円未満のときは、その額）	
申請期間	受診した年度の3月31日まで	
申請方法	1. 事前に保険証と印鑑を持って申請してください（対象者に決定通知書を交付） 2. 受診を希望する医療機関などへ本人が直接申し込んでください 3. 受診後、検査費用の全額を医療機関などに支払い、領収書を受け取ってください 4. 決定通知書、領収書、検査結果表を持って保険事業室へ助成金を請求してください（指定の銀行口座に振り込み）	

③戦没者などの父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入

れ替わります。
①③以外の戦没者などの三親等内の親族（おい・めいなど）
※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人

に限りません。
▽支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債
▽請求期間 平成30年4月2日まで
◎平成27年4月以降に特別弔慰金の

請求をした人は、改めての手続きは不要です。請求から国債が発行されるまで、1年から1年6か月くらいかかります。
図 市民課（年金担当）